

# お気を付けください!!!



昨今、人員配置の欠如等、算定要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定したり、関係法令や、運営に関する基準を遵守していない等により、介護報酬の返還を求める事例が増えています。

人員、設備及び運営に関する基準等、関係法令に違反した場合、介護報酬の返還を求めるだけでなく、場合によっては、指定の取消しや全部又は一部の効力停止などの行政処分となることがあります。

指定事業者におかれましては、関係法令及び指定基準等に照らし、常に、適切な事業運営を行っていただきますようお願いいたします。

吹田市 福祉部 福祉指導監査室  
介護事業者担当